

盛岡広域環境組合から
環境影響評価準備書の縦覧と
説明会、意見受付を実施します



盛岡広域環境組合では、県環境影響評価条例に基づき「(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業環境影響評価準備書」を作成しました。準備書の縦覧を実施し、説明会を開催するとともに、意見書を受け付けます。

▶事業者

名称	盛岡広域環境組合 管理者 盛岡市長 内舘 茂
所在地	盛岡市若園町2番18号(盛岡市役所若園町分庁舎1階)

▶対象事業

名称	(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業
種類	ごみ処理施設(焼却施設)
規模	処理能力357t/日
実施区域	盛岡市上厨川字川原地内ほか(約6ha)

▶縦覧

場所	葛巻町役場農林環境エネルギー課
期間	7月15日(水)~8月17日(月) ※平日のみ
時間	9:00~17:00

▶説明会(事前申し込みは不要)

- 盛岡市土淵地区活動センター第1集会室
①7月23日(水)18:00~ ②25日(土)10:00~
- 滝沢市多目的研修センター研修室1
①7月24日(木)18:00~ ②25日(土)15:00~

▶意見書の受け付け

「住所」「氏名」「準備書の名称」「意見」を明記した意見書を、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、郵送・ファクス・メールのいずれかで提出してください。

▶提出先

盛岡広域環境組合
(〒020-8531 盛岡市若園町2-18)

▶提出期限 9月1日(火) ※当日消印有効

盛岡広域環境組合 ☎019-681-0753

ファクス 019-623-5553

メール 上記QRコードよりご確認ください。

就農相談会を開催
葛巻町で農業を
始めてみませんか?



八幡平農業改良普及センターでは、就農を希望している人など向けの個別相談会を開催します。

▶日時(各日とも13:00~16:00)

【第1期】7月29日(水)(申込締切:7月24日(金))

【第2期】12月10日(水)(申込締切:12月4日(金))

▶場所 ぐずま~る 3階 3A会議室

▶対象

- 葛巻町で就農を希望する人(親元就農含む)
- 新品目の栽培を検討している新規就農者

▶申し込み

完全予約制です。参加申込書を記入し、八幡平農業改良普及センターにお申し込みください。
☎八幡平農業改良普及センター ☎0195-75-2233

農業委員会から
農地パトロールを行います

8月から9月に農地パトロールを実施します。農地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。



▶目的

①地域の農地利用の確認

適切に農作物の栽培、管理されているか。

②遊休農地の実態把握と発生防止・解消

雑草や低木の繁茂など、農地利用が困難な土地を把握。

③違反転用の発生防止・早期発見

許可なく農地を資材置場や住宅用地などに無断で転用していないか監視。

▶農地の適正な管理をお願いします

遊休農地は災害発生やごみの不法投棄の一因となり、生活環境に大きな影響を与えます。また、有害鳥獣の温床にもなり得る可能性があり、被害への対策には草刈りなどを行って、鳥獣が身を隠せる「ひそみ場」をなくすことが重要です。
農地農業委員会事務局 ☎65-8986

令和8年8月から
高額療養費制度
が見直されます



制度見直しにより、一人当たり医療費の伸びに応じて月単位の負担上限額が見直され、新たに年間上限額が設けられます。
盛岡市後期高齢者医療広域連合事務局 ☎019-606-7507
住民会計課 ☎65-8993

高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円~	270,300円+1% (140,100円)	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円~ 約1,160万円	179,100円+1% (93,000円)	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円~ 約770万円	85,800円+1% (44,400円)	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	~約370万円	61,500円 (44,400円(※1))	530,000円(※2)	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 (24,600円)	290,000円	—
—	—	住民税非課税世帯Ⅱ 【70歳以上】	25,700円 (24,600円)	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	—	住民税非課税世帯Ⅰ 一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 年収約200万円未満の人は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

子どもの学習・生活支援事業
「ぐずまきさっくら」
に参加ください!



町では、盛岡広域振興局と連携を図り、学習支援や悩み相談などの場所と機会を提供し、学業向上や生活習慣改善などへの支援を行います。

▶対象者

- 町内在住の小・中学生、高校生で、ひとり親世帯、就学援助世帯、児童扶養手当受給世帯などのいずれかに属する人
- 塾や家庭教師、通信教育などの有償教育サービスを利用していない人

▶日時 毎週日曜日 15:30~17:30

▶場所 ぐずま~る 3階 3D会議室

▶申し込み

QRコードもしくは申込書から申し込みください。申し込み完了後、トライグループ東北本部からLINEまたは電話にて決定の可否をご連絡します。
盛岡子ども教育課 ☎65-8989
(株)トライグループ東北本部 ☎022-353-7332

在宅子育て支援金
安心できる環境づくり
在宅育児を支援します!



町では、子育て家庭の経済的負担の軽減と安心の子育て環境づくりを目的に、在宅子育て支援金を支給します。詳しくは町ホームページをご確認ください。

▶対象(全ての条件を満たす人)

- 保育園などに入所していない生後7カ月から3歳未満の子がいる
- 在宅育児の期間、申請者の月額収入が5万円以下(育児休業給付金などを含む)
- 町に住所があり、町内に居住している
- 町税などを滞納していない

▶支給金額

①1世帯につき1万円/月
②本人または家族と事業を営む場合5万円/月
※②は在宅育児をする前の所得が一定額以上、休業により減収した人が対象です。
盛岡子ども教育課 ☎65-8989